

○高橋ひでとし委員長 ただいまより、総務常任委員会を開会いたします。

本日の会議に、佐藤委員から欠席する旨の届出があります。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、請願・陳情議案の審査についてを議題といたします。

まず、陳情第13号、市民とともにいじめ、自殺、児童虐待、犯罪等を減らす取組についてに関わりまして、委員の皆様から特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 なければ、判断できる状況にあるか各会派等に確認いたします。

自民党・市民会議。

○石川まさゆき委員 判断できます。

○高橋ひでとし委員長 民主・市民連合。

○高橋紀博委員 判断できます。

○高橋ひでとし委員長 公明党。

○高花委員 判断できます。

○高橋ひでとし委員長 日本共産党。

○まじま委員 判断できます。

○高橋ひでとし委員長 旭川市民連合。

○小林委員 判断できます。

○高橋ひでとし委員長 無所属、安田委員。

○安田委員 判断できます。

○高橋ひでとし委員長 それでは、全会派等が判断できるとのことでしたので、陳情第13号についての採択、不採択の判断を、意見開陳を含めて伺っていきたいと思います。

自民党・市民会議。

○石川まさゆき委員 不採択と判断いたします。

その理由としましては、いじめ等の取組に対して、既に市で取り組んでいるため、常任委員会で取り扱う必要はないと考えます。

したがって、願意に沿い難く、不採択と判断いたします。

○高橋ひでとし委員長 民主・市民連合。

○高橋紀博委員 我が会派も不採択と判断いたします。

その理由といたしまして、現在の日本の治安がよい状態ではないという認識の下、地域の治安をよくすることは自治体の重要な使命の一つであるということから、治安を回復し、よりよい社会を実現するための施策として、治安に関する状態を数値化して公表することを提案されておりますが、数値化したものを認識することで改善につながるというふうには考えにくい。

よって、願意に沿い難いと判断し、不採択と判断いたします。

○高橋ひでとし委員長 公明党。

○高花委員 陳情第13号につきまして、結論から申しますが、不採択と判断いたしました。

以下、簡潔に理由を申し上げます。

治安の把握は警察であり、数値化や図表、実施計画などを自治体で作成することは困難であり、ともすると数字だけが独り歩きする懸念もあることから、公明党会派として、願意に沿い難いと判断いたしました。

**○高橋ひでとし委員長** 日本共産党。

**○まじま委員** 陳情第13号について、日本共産党は、願意に沿い難いと判断をしたいと思います。

以下、簡潔にその理由を述べたいと思います。

本陳情は、いじめや自殺、児童虐待、犯罪など、17項目にわたる社会問題を数値化、図表化して公表し、削減目標を設定して市民と共有することを求めています。治安の向上を目指すという趣旨自体を否定するものではありませんが、その手法については、治安の状態を数値化するなど、自治体が関与すること自体が適切なのかと思われる項目が含まれております。また、これらの数値を小中高校の道徳教育に取り入れるよう求めています。治安の状態を、17項目の数値化で総合的な分析なしに、特定の社会的事象を取り上げて、治安のよしあしに関連づけること、それを子どもたちへ教育現場に提供することが多様な価値観を育む教育の場にふさわしいか疑問があります。

以上のことから、陳情第13号は採択すべきでないと判断いたしました。

**○高橋ひでとし委員長** 旭川市民連合。

**○小林委員** 陳情第13号につきまして、旭川市民連合は不採択と判断いたしました。

以下、簡潔に理由を述べます。

地域の課題解決に向けて、現状を正確に把握し、市民と共有することの重要性については一定の理解をいたします。しかしながら、治安のよしあしをはかる指標として、離婚件数やひとり親世帯数も含め、これらを一律に減らすべき数値として扱うことは、多様な価値観の否定や偏見、差別の助長につながるおそれがあります。また、統計データの取扱いには慎重な解釈が不可欠であります。例えば、いじめや虐待の認知件数の増加は、行政や学校による早期発見、積極的な対応の結果であるという側面もあり、数値の増加イコール悪と単純に定義することはできません。指標や背景の分析を欠いたまま、ただ数値を公開することが、必ずしもよりよい社会の実現につながるものではないと考えます。

以上のことから、本件については願意に沿い難いと判断いたしました。

**○高橋ひでとし委員長** 無所属、安田委員。

**○安田委員** 私も、この陳情第13号は、願意に沿い難いと思っております。

ただ数値化すればいいというものでもありませんし、たくさんの部局にまたがったいろいろな問題なんですけども、旭川市も何もしていないわけではなく、例えば、安全で安心なまちづくり推進会議などをつくって、いろんな検討もしているわけですから、数字だけを出せてと言われるのもどうなのかなって感じがして、願意には沿い難いと思っております。

**○高橋ひでとし委員長** それでは、不採択とすべきものとするについて全会一致となったことから、陳情第13号につきましては、不採択とすべきものと決定することで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○高橋ひでとし委員長** 御異議なしと認めます。

よって、陳情第13号につきましては、不採択とすべきものと決定いたしました。

本会議における委員長口頭報告案の作成につきましては、正副委員長に一任願えますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 それでは、そのように扱わせていただきます。

次に、陳情第16号、旭川市における指定金融機関についてに関わりまして、委員の皆様から特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 なければ、判断できる状況にあるか各会派等に確認いたします。

自民党・市民会議。

○石川まさゆき委員 判断できます。

○高橋ひでとし委員長 民主・市民連合。

○高橋紀博委員 判断できます。

○高橋ひでとし委員長 公明党。

○高花委員 判断できます。

○高橋ひでとし委員長 日本共産党。

○まじま委員 判断できます。

○高橋ひでとし委員長 旭川市民連合。

○小林委員 判断できます。

○高橋ひでとし委員長 無所属、安田委員。

○安田委員 判断できます。

○高橋ひでとし委員長 それでは、全会派等が判断できるとのことでしたので、陳情第16号についての採択、不採択の判断を、意見開陳を含めて伺っていきたいと思います。

自民党・市民会議。

○石川まさゆき委員 不採択と判断いたします。

その理由につきましては、金融機関の、つまり本件は旭川信金さんの問題であり、市で関与する内容ではないと考えます。また、市の指定金融機関と日の丸国旗の関係性を結びつけるのは、無関係であると考えます。

したがって、自民党・市民会議会派としましては願意に沿い難く、不採択と判断いたします。

○高橋ひでとし委員長 民主・市民連合。

○高橋紀博委員 陳情第16号に関しまして、不採択と判断いたします。

その理由につきましては、企業も含め、民間施設における国旗の掲揚に対して、この議会の中で判断する範囲ではないため、願意に沿い難いと考え、本陳情についても不採択と判断いたします。

○高橋ひでとし委員長 公明党。

○高花委員 本市の指定金融機関の指定は、金融機関の安定性、安全性、地域経済への貢献度及び地域住民の利便性から総合的に判断して決めており、企業において、国旗掲揚について行政が関わることはないことから、願意に沿い難く、公明党会派として不採択と判断いたしました。

○高橋ひでとし委員長 日本共産党。

○まじま委員 日本共産党は、陳情第16号について、願意に沿い難いと判断いたします。

以下、簡潔にその理由を述べます。

本陳情は、旭川市の指定金融機関である旭川信用金庫が祝日に日の丸を掲揚していることを理由に、同金庫を指定金融機関から除外し、新たな機関を指定することを求めるものであります。旭川信用金庫は民間企業であって、その店舗において、国民の祝日に国旗を掲揚するか否かは、本来、その企業の判断に委ねられるべき事項です。そうした行為や表現に対し、自治体が介入することは適切なものとは言えません。

よって、陳情第16号は採択すべきでないとは判断いたします。

○高橋ひでとし委員長 旭川市民連合。

○小林委員 陳情第16号につきまして、旭川市民連合は不採択と判断いたします。

以下、簡潔に理由を述べます。

日の丸に対し、様々な感情を持つ方がいることについては承知しておりますし、理解できる場所ではありますが、民間団体が掲揚物を掲げることは、各団体の思想信条の自由に基づく正当な権利であると考えます。たとえ指定金融機関であっても、自治体はその運営や表現の在り方に介入し、特定の行為を強制または禁止することは越権行為に当たると考えております。実務能力とは無関係な政治的思想を理由に特定の金融機関の排除を行うことは、地方自治の公平性と自由の尊重の観点からも受け入れ難いと思っております。

よって、願意には沿い難いと判断いたしました。

○高橋ひでとし委員長 無所属、安田委員。

○安田委員 陳情第16号につきまして、願意に沿い難く、不採択と判断いたします。

旭川市における指定金融機関の指定に当たって、金融機関の安定性、安全性、地域経済への貢献度、地域住民への利便性などを総合的に検討した上で、議会の議決を得て決定されるものと認識しております。その上で、旭川信用金庫を除外し、新たなほかの金融機関を指定金融機関とすることについて、陳情の趣旨には相当の理由がないと考えますので、不採択と判断いたしました。

○高橋ひでとし委員長 それでは、不採択とすべきものとするので全会一致となったことから、陳情第16号につきましては、不採択とすべきものと決定することで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 御異議なしと認めます。

よって、陳情第16号につきましては、不採択とすべきものと決定いたしました。

本会議における委員長口頭報告案の作成につきましては、正副委員長に一任願えますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 それでは、そのように扱わせていただきます。

次に、陳情第21号、旭川市神居古潭及び旭川駅裏における防犯カメラ及び夜間照明の設置を求めることについてに関わりまして、委員の皆様から特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 なければ、判断できる状況にあるか各会派等に御確認させていただきます。  
自民党・市民会議。

○石川まさゆき委員 判断できます。

○高橋ひでとし委員長 民主・市民連合。

○高橋紀博委員 判断できます。

○高橋ひでとし委員長 公明党。

○高花委員 判断できます。

○高橋ひでとし委員長 日本共産党。

○まじま委員 判断できます。

○高橋ひでとし委員長 旭川市民連合。

○小林委員 判断できます。

○高橋ひでとし委員長 無所属、安田委員。

○安田委員 判断できます。

○高橋ひでとし委員長 それでは、全会派等が判断できるとのことでしたので、陳情第21号についての採択、不採択の判断を、意見開陳を含めて伺っていきたいと思います。

自民党・市民会議。

○石川まさゆき委員 不採択と判断いたします。

その理由につきましては、本件に関しましても、既に市で取組について検討されていますので、常任委員会で取り扱う必要があるような問題ではないと考えます。

したがって、自民党・市民会議会派としましては願意に沿い難く、不採択と判断いたします。

○高橋ひでとし委員長 民主・市民連合。

○高橋紀博委員 陳情第21号につきまして、採択と判断いたします。

その理由を簡潔に述べさせていただきます。

まず、神居古潭で起きた事件は、市民にとっても大変痛ましい出来事だったと認識しております。とりわけ、神居古潭は人目につきにくい場所でもあり、同じようなことが繰り返されないための対応も重要である。防犯カメラの設置は有効であると考えます。また、旭川駅南口かいわいにおいても、照明が暗く、人通りも少ないため、若者が集まっていることに対する市民からの不安の声も聞こえております。本市における防犯カメラの設置は、さんろく街を中心に8台設置されているが、必要とされる場所に設置を広げることも必要と考え、願意妥当と判断いたします。

○高橋ひでとし委員長 公明党。

○高花委員 陳情第21号について結論を申し上げますが、採択と判断いたしました。

既に議会での質問があり、防犯カメラの設置の意向の答弁があったところであり、公明党会派としては、願意妥当と判断いたしました。

○高橋ひでとし委員長 日本共産党。

○まじま委員 陳情第21号について、日本共産党は採択すべきと判断いたします。

以下、簡潔にその理由を述べたいと思います。

神居古潭や駅裏地域はいずれも旭川市が管理者であります。神居古潭地域では命が奪われる犯罪が起き、市民から不安の声が上がっているとお聞きをしています。また、駅裏地域についても、地域からの要望があることを踏まえ、利用者の不安を解消するために設置が望ましいと思います。また、防犯カメラ設置の際には、プライバシーが守られるような配慮も必要だと申し添えます。

以上のことから、陳情第21号は採択すべきと判断いたしました。

○高橋ひでとし委員長 旭川市民連合。

○小林委員 陳情第21号について、旭川市民連合は不採択と判断いたしました。

以下、簡潔に理由を述べます。

本陳情の趣旨については、安全、安心なまちづくりを目指す観点から、十分に理解し、賛同するものであります。しかしながら、陳情事項の柱の一つであります防犯カメラの設置については、既に早期設置に向けて調査、検討が進んでいるものと認識しており、現在の行政の動きと重複するものと考えております。また、その他の事項に関しても、市全体としての総合的かつ多角的な視点からの検討が重要であり、個別具体的な事項を採択することによって、かえって柔軟な体制構築を妨げる懸念があると考えております。

以上のことから、本陳情の願意には沿い難いと判断いたしました。

○高橋ひでとし委員長 無所属、安田委員。

○安田委員 ほかの会派の方もおっしゃっていたんですけれども、私としては不採択としたいと考えております。

担当部局のほうに、いろんな団体から要望や陳情もいただいている、今、もう既に動いていることですので、わざわざこの常任委員会で判断しなくてもいいのかなと思って、不採択とさせていただきたいと思います。

○高橋ひでとし委員長 それでは、採択、不採択の判断につきまして、全会一致とならなかったことから、起立採決することといたします。

お諮りいたします。

陳情第21号につきまして、採択すべきものと決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立する者あり)

○高橋ひでとし委員長 可否同数であります。

よって、陳情第21号につきましては、委員会条例第15条の規定により、委員長において裁決いたします。

陳情第21号について、委員長は、不採択とすべきものと裁決いたします。

本会議における委員長口頭報告案の作成につきましては、正副委員長に一任願えますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 それでは、そのように扱わせていただきます。

次に、2、令和8年第1回臨時会提出議案についてを議題といたします。議案第1号及び報告第2号の以上2件につきまして、理事者から説明願います。

○熊谷総合政策部長 議案第1号、令和7年度旭川市一般会計補正予算につきまして、補正予算書で御説明申し上げます。

初めに、1ページを御覧ください。

今回の補正予算につきましては、物価高騰対応支援給付金支給費及び物価高対応子育て応援手当支給費で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ33億4千252万9千円を追加するものでございます。

本委員会の所管に関わりましては、3ページの事項別明細書、歳入にお示しいたしておりますもののうち、17款国庫支出金の2項1目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で31億9千723万4千円を追加し、21款繰入金で7億4千238万3千円を減額するものでございます。

以上、よろしく御願申し上げます。

○松本総務部総務監 報告第2号の専決処分の報告につきまして御説明いたします。

整理番号1、旭山動物園遊戯施設整備工事は、令和7年6月26日に議決をいただき、契約を締結したものでございますが、このたび、新たにコンクリートがらやアスファルトがらの処理が必要となったこと及び処分費の確定に伴う増額に対する設計変更に対処するため、契約金額1億5千407万7千円を1億5千706万9千円に変更するもので、令和8年1月6日に専決処分させていただいたものでございます。

整理番号2、千代田小学校グラウンド整備工事は、令和7年6月26日に議決をいただき、契約を締結したものでございますが、月単位での週休2日の実施に伴う経費率の変更及び処分費の確定に伴う増額に対する設計変更に対処するため、契約金額1億7千380万円を1億7千565万9千円に変更するもので、令和8年1月6日に専決処分させていただいたものでございます。

以上、地方自治法第180条第2項の規定により御報告申し上げます。よろしくお願いたします。

○高橋ひでとし委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思います。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、3、報告事項についてを議題といたします。

まず、旭川街あかり実行委員会における過年度分の納税について、理事者から報告願います。

○三宅地域振興部長 このたび、中心市街地の冬季におけるイルミネーション点灯事業、ユキノワアサヒカワを実施しております旭川街あかり実行委員会において、過年度における法人税に係る対応を行い、本年度、全額納付を完了いたしましたので、御報告申し上げます。

配付資料を御覧ください。

初めに、今回の事案の判明に至った経過についてでございます。令和5年10月にインボイス登録手続を進めるに当たり、事務局において税務署に相談したところ、過年度における法人税の取扱いについて確認が必要となりました。その後、過年度における帳票の確認、申告について、税務署と協議を行った結果、法人税の課税対象であること、並びに、納付対象期間が明らかとなり、納税額を確定させた上で、本年度において全額納付を完了したものでございます。

今回の事案については、税務関係法令に対する認識不足が要因であったことから、今後は、実行委員会内における確認体制の強化と情報共有を図り、適正な事務処理の推進に努めてまいります。

報告は以上となります。よろしくお願いたします。

○高橋ひでとし委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、旭川市・大雪消防組合における消防指令業務共同運用に係る取組について、理事者から報告願います。

○河端消防長 それでは、旭川市の大雪消防組合における消防指令業務の共同運用に係る取組について、御報告を申し上げます。

資料を御覧ください。

まず初めに、1のこの取組の経緯についてでございますが、指令業務に係る指令システムや消防救急デジタル無線は、各消防本部単位で整備し、維持管理することが原則であります。指令システム自体の高機能化に伴う価格の上昇に加え、人件費や原材料費の高騰もあり、中小規模消防本部での更新整備が非常に厳しい状況になってきております。総務省が示す市町村の消防の広域化に関する基本指針においては、市町村が自らの消防力を分析し、広域化や連携協力といった取組の推進が提言されているところであります。こうした状況の中、昨年4月に、6町から成る大雪消防組合から、消防業務の一部である指令業務の共同運用について申入れがあり、同年5月に検討委員会を設置し、協議、検討に至っております。本日は、その内容について、現在の検討状況を報告させていただきます。

次に、2の共同運用の主な内容についてでございますが、(1)ハード面では、旭川市と大雪消防組合が指令システムやデジタル無線を共同で整備し、システム開発や導入コスト、保守費用を分担することにより、整備費用全体の低減化を図ろうとするものであります。(2)ソフト面では、現在、旭川市が処理している1市2町に6町を加えた1市8町の119番通報を一括して共同消防指令センターで受報し、消防車や救急車などの緊急車両へ出動指令を行おうとするものであります。緊急車両の動態や位置情報を一元管理することで、消防本部間の相互応援の迅速化や、隣接地域における災害現場への到着時間の短縮などが期待できるものと考えております。

次に、3の事業費の削減効果でございますが、指令システムとデジタル無線をそれぞれ単独で整備した場合と共同で整備した場合について、コンサルティング会社が試算した事業費の比較となります。共同で整備した場合、それぞれ約3億800万円、合計で約6億1千600万円の削減となる試算となっております。

次に、4の現時点での検討状況でございますが、(1)共同消防指令センターの設置場所は、デジタル無線の伝搬状況などから考察し、現在の旭川市の消防指令センターの場所としております。

(2)名称については、構成市町が1市8町となり、連携中枢都市圏と合致することから、(仮称)旭川大雪圏域消防指令センターとしております。(3)運営方式と整備主体については、旭川市への事務委託方式としております。旭川市が業務を受託することで、出動指令に関する権限、責任の所在を明確にできる効果がございます。(4)共同化した場合の経費の負担方法についてですが、整備費や補修費、運営経費などの負担方法、案分については現在検討中でございます。

次に、5の今後のスケジュールにつきましては、記載のとおりでございますが、今年度末をめどに検討委員会の結果報告書を取りまとめ、旭川市と大雪消防組合の双方で共同運用の実施の可否を判断したいと考えております。共同運用を進めていく場合は、整備期間を令和9から10年度の2か年とし、令和11年4月から共同運用を開始する計画としております。

最後に、6に共同運用後のイメージ図を記載しております。1市8町からの119番通報を全て旭川市の共同消防指令センターで受報することになり、旭川市の指令課職員が受報を処理し、各消防署の緊急車両に出動をかける流れとなります。

以上が、現在の取組内容についての報告でございます。よろしくお願いたします。

**○高橋ひでとし委員長** ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 ないようですので、以上で、予定していた議事は全て終了いたしました。  
その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 それでは、本日の委員会は、これをもって散会いたします。

---

散会 午前10時29分